

浄化槽放流水基準の創設 環境省



環境省関係浄化槽法施行規則の改正省令が平成 17 年 9 月 26 日付けで公布されました。今回の改正は、18 年 2 月 1 日から施行される浄化槽法の改正内容に浄化槽からの放流水の水質基準を創設することが盛り込まれたことを踏まえ、その水質基準値などを定めたものとなっています。

新しく規定された水質基準は、BOD は 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下、BOD 除去率は 90% 以上とされています。

また新設される浄化槽の使用開始後検査は、浄化槽の機能が安定化するまでの期間が短縮されているため、検査期間を従来のものより前倒して、使用開始後 3 か月を経過した日から 5 か月間に行うとされました。

施行期日は法の施行日と同じ、平成 18 年 2 月 1 日となっています。

浄化槽法関連、BOD についてのお問合せ、お待ちしております。

資料：2005 年 9 月 26 日付 EIC ネット

2005 年 9 月 26 日付 環境省 HP

水質分析箇所 清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
 U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

